

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給要件案」に関するパブリックコメント

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 埴田 和史

2022年1月5日

はじめに

昨年5月17日に最高裁は、神奈川1陣、東京1陣、京都1陣、大阪1陣の4つの裁判について、国の責任期間や違法事由、一人親方に対する国の責任を認め、建材メーカーについても共同不法行為責任を認める判決を出した。その判決に基づく「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が制定された。今回のパブリックコメントの募集は、その具体的な支給に関する要件についてのものである。この意見募集の目的は、いうまでもなく、判決の到達に則り、国の責任において被害を受けた人々に対し、迅速に必ず給付金が受けられるようにするため制度原案を国民目線で検証するためであると言える。

しかし、今回の意見募集は昨年末の12月27日に公示され、年明けの1月5日が締め切りというものであった。そのうち官庁の年末年始の閉庁期間6日間を含んでおり、極めて短期間の設定となっている。「事務局への問い合わせ」すらほとんどできない。アスベスト被害者の健康状態を考えると緊急かつ迅速な対応が求められていることは当然であるが、「事前に命令などの案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの」（総務省ホームページより）という、国の定めた目的から見ても、不誠実と言わざるを得ない。特に、今回の内容は、裁判で確定した責任を国が果たすべく行う制度についての意見募集である。今後、制度の運用にあたっては、被害者の立場に立った行政の誠意ある姿勢を望みたい。以下、具体的に意見を述べる。

1)給付の迅速化と給付金制度の周知徹底

今回の給付金制度は最高裁において、国の責任が認められたことによるものであり、さらにアスベスト疾患の重篤性に鑑み、請求者の負担を軽減しかつ給付金の迅速な支給を行うために、「中皮腫」「肺がん」「石綿肺（合併症を含む）」「びまん性胸膜肥厚」の疾病で労働者災害補償保険若しくは石綿健康被害救済法の認定を受けたもの、及び良性石綿胸水で労働者災害補償保険認定を受けたものに関しては、「特定石綿ばく露建設業務」従事歴の確認のみ（肺がんに関しては喫煙歴の確認を含む）で直ちに給付を行うこと。また労災認定者、

救済法認定者に対して給付金制度の周知徹底を図ること。

2) 肺がんの認定基準の 2 法案の相違の周知徹底 — 「石綿健康被害者救済法」と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の認定要件が異なることの周知徹底—

今制度における肺がんの認定要件は労災認定基準を準用するとしている。石綿健康被害救済法においては、労災認定と異なり「胸膜プラーク及び石綿肺所見」が認定要件とされ、胸膜プラークのみ、または石綿肺所見のみを有するものは救済の対象となっていない。「特定石綿ばく露建設業務」に従事した自営業者や労災特別加入をしていない一人親方等で肺がん罹患した者に対して、「石綿健康被害者救済法」と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」は認定要件が異なることの周知徹底を図ること。

3) 石綿健康被害救済法の不支給決定を行う際の給付金制度の周知徹底

環境省において「胸膜プラーク所見」または「石綿肺所見」のみが存在する肺がんの石綿健康被害救済法の不支給決定を行う際には、従事歴から「特定石綿ばく露建設業務」に従事していたことが疑われる者に対して給付金制度を周知徹底すること。また過去の事例の検証を行うこと。

4) イ 肺がんの支給要件の (b) に、労働者であった期間及び「自営業者・一人親方等によりこれらの事業に従事した期間を含めること」を明記すること

「(b) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること」の石綿ばく露作業への従事期間には、労働者であった期間及び自営業者・一人親方等により、これらの事業に従事した期間を含めることを明記すべきであること。

5) 都道府県の労働局から「管理2相当、管理3-イ相当」との通知を受けたものは該当することを明記すること

石綿肺に関して、労災認定である管理4及び合併症（これに相当するものを含む）の他、合併症がない管理2, 3（これに相当するもの）を含むも給付対象としたことは評価できる。「一人親方、中小事業主」で、現在まで都道府県の労働局から「管理2相当、管理3-イ相当」との通知を受けたものは相当数に上り、この基準に該当することを明記すべきである。

ただし、じん肺法上の合併症である肺がんは「エ 石綿肺」の合併症として取り扱うのではなく「イ 肺がん」として取り扱うことを明確にする必要がある。

さらに「特定石綿ばく露建設業務」に従事した自営業者や労災特別加入未加入の一人親方等の労災保険対象外の者が、じん肺法に定める法定合併症に罹患か否かの判断を認定審査会」が行うか示されたい。

6) 「特定石綿ばく露建設業務」に従事した者、じん肺健康管理区分申請等の促進政策実施

「特定石綿ばく露建設業務」に従事したものに対する、じん肺健康管理区分申請等を積極的に行う必要がある。「特定石綿ばく露建設業務」の従事者に対する周知徹底を図り、医療機関や健診機関にも周知徹底を図るとともに、日本産業衛生学会や日本医師会等と協力してじん肺診断の講習会等を計画的に行う必要がある。また各労働局におけるじん肺審査会の充実が必要である。

また、一人親方等に対するじん肺管理区分決定は、「サービスの事業」として行われており「管理区分相当」が定められるが、不服審査が認められていない。不服審査が行えるように改訂すべきである。

さらに一人親方や中小自営業者のうち、労働者の期間と労災特別加入期間の合計が10年間を超える者に対しては、じん肺健康管理区分決定を正式に行うこと。その結果、管理2、3に該当する特定石綿作業従事者に対し「石綿健康管理手帳」を交付し、健康管理を充実させ肺がんや中皮腫の早期発見・早期治療に結びつけること。

以上